

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業向け支援制度のご案内

本案内は3月22日現在の情報となります。詳細な情報は各ホームページまたは商工会議所までお問い合わせください。

◀ 千葉県感染拡大防止対策協力金 ▶

協力要請期間	営業短縮協力要請時間他	支給額	申請開始	申請期限
第16弾 2月14日(月)～ 3月6日(日)	●千葉県飲食店感染防止基本対策確認店 ●千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店 ※1参照	1店舗あたり 52万5千円～157万5千円	3月7日(月)	4月21日(木)
	【営業時間】 21:00まで 【支給要件】 ▶酒類提供:可能 ▶人数制限:4人以内		※申請要領は当所窓口にて配布しております。	
	上記以外の店舗		協力金の対象にはなりません	
第17弾 3月7日(月)～ 3月21日(月)	●千葉県飲食店感染防止基本対策確認店 ●千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店 ※1参照	1店舗あたり 37万5千円～112万5千円	3月28日(月)	5月12日(木)
	【営業時間】 21:00まで 【支給要件】 ▶酒類提供:可能 ▶人数制限:4人以内		※申請要領は当所窓口にて配布しております。	
	上記以外の店舗		協力金の対象にはなりません	

※1 【重要】営業実態要件 令和3年10月25日以降、営業実態があること(当該期間において全て休業するなど、営業実態がないと判断される場合は対象外とする)。

千葉県からの注意

千葉県感染拡大防止対策協力金の不正受給は犯罪です！

- ▶不正受給と判断されると…・支援金の金額に、不正受給の日から返還の日まで、年利10.95%の割合で算定した加算金を合わせて請求します。
- ・不正の内容が悪質な場合は、刑事告訴を行います。

各問合せ先

【千葉県感染拡大防止対策協力金】
 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター
 電話番号：0570-783939
 ※過去の協力金(第1弾～第14弾)と電話番号が異なります。
 受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日を含む)

【千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト】
 URL:<https://chiba-inshokukyouryokukin.com/>
 ※過去の協力金(第1弾～第14弾)とアドレスが異なります。



【千葉県飲食店感染防止基本対策確認店】
 千葉県飲食店調査事務局
 電話番号：043(239)6236
 受付時間：11:00～20:00(土・日・祝日含む)



【千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店】
 千葉県飲食店認証事務局
 電話番号：043(307)9003
 受付時間：10:00～18:00(土・日・祝日除く)



経済産業省 中小企業庁 中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間※1の売上高÷対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

★当所会員は電話による“簡略化”の事前確認ができます。

東金商工会議所 ☎0475(52)1101

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけでも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

☎0120-789-140

(携帯電話からつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 03-6834-7593 受付時間 8:30-19:00 (土・日・祝日含む)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

⚠ 不正受給は犯罪です!